

食安監発第0613004号  
平成19年 6月13日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

輸入手続を停止している施設から輸入される米国産牛肉等の取扱いについて

下記施設から輸出された牛肉等については、平成19年3月22日付け食安監発第0322006号、平成19年5月18日付け食安監発第0518005号及び平成19年5月18日付け食安監発第0518004号により取り扱っているところです。

これらの事例に関して、米国農務省から提出された原因究明及び改善措置に係る調査報告書及び、現地査察結果を踏まえ、下記施設から出荷された牛肉等の輸入手続を再開することとしましたので、検疫所における現場検査等の結果に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いします。

なお、カーギル社フォートモーガン工場から輸入される内臓（4月3日以前に製造されたものに限る）については、全箱について輸入者による貨物の内容確認を行い、その結果を報告するよう指導願います。

#### 記

施設名：タイソン社レキシントン工場（施設番号245L）  
カーギル社ドッジシティ工場（施設番号86K）  
カーギル社フォートモーガン工場（施設番号86R）